

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月24日（金）午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 12名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主任 渡邊栄美（書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、11月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 川田英之委員、1番 飯塚真砂美委員 のご両人をお願い
	します。なお、本委員会への欠席通知は関根推進委員
	より出されております。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と	
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の	
調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請
	について、ご説明いたします。
	437号では譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うもの
	です。申請農地は、譲受人の自宅から、約30mの場所に位置しており
	ます。申請の事由は、自家消費栽培のため農地を取得するものです。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していない
ことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
11番	受付番号437号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類
	等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのもので
	あり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。
	また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。
	なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消され
ても何等異存はありません。	
以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。	
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による

(議案第2号)	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに
	賛成の委員は、「起立」願います。(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に
	ついてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
10番	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
	438号では、農家住宅敷地を拡張するものです。
	申請人が住まいの建替え手続きを進める中で、土地の調査の際に、
	自宅の敷地の中に農地があることが判明しました。
	そのため、住宅敷の拡張として申請するものです。
	農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の
	集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、
	申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に
	規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に
	該当し、許可相当になるものと思われます。
	439号では、農家住宅敷地を拡張するものです。
	申請人が車両や農機具等の置場として利用している土地は農地で
	あることが判明しました。農地の区分については、住宅等が連担
	している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満
である「第2種農地」と判断しました。	
また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。	
そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの	
確実性等についても、問題ないと考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
10番	受付番号438号について調査報告いたします。まず、議案書を
朗読いたします。(議案書朗読)	
申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に	
間違いがないことをご報告いたします。	
申請地は(詳細に説明)です。	
なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。	
今般、農家住宅の建て替えの計画にあたり土地登記簿謄本、公図で	
接道や地目の確認をいたしましたところ、宅地として利用している	
土地が自己所有の農地の一部を利用していることがわかりました。	
建物は昭和22年から建っており、当時は隣の地番に建てたつもり	

	<p>だったと推測されます。今回の機会に現況に合わせ、利用部分を宅地に農地転用して、生活していきたいと思います。</p> <p>上記理由により申請をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に始末書を朗読いたします。</p> <p>当土地が農地であったにもかかわらず、住宅敷地として利用していました。申し訳ございませんでした。今後このようなことの無いようにいたしますので、申請のご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6 番	<p>受付番号439号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>関係する今戸用水は、羽生領用悪水普通水利組合の事業主体により尾崎地内の羽生領用水路から今泉地内を經由し、荻島地内、戸川地内に至る延長5246.90mの灌漑面積199,879ヘクタールの区間を昭和15年頃着工し、現在に至っております。よって私宅の出入口は水路の新設によって分断され不便を余儀なくされております。止むを得ず橋梁の出入口に接している農地を無断転用し、車両の置き場及び農機具等の一時置き場として使用し、違反しておりましたので許可申請するものであります。何卒許可賜りたくよろしくお願いいたします。</p> <p>次に始末書を朗読いたします。</p> <p>農地法に違反しておりますので、是正をいたすと共に今後違反することのないように十分留意いたすことをお約束申し上げ、始末書を提出いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、</p>

	担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	440号では、駐車場を設けるものです。
	譲受人は、市内に事務所を置き、 行っている
	法人です。資材を搬入・搬出する大型車両の待機スペースが
	不足しており、現在まで、同社敷地内の空いているスペースを
	待機場所としてやむを得ず駐車場の代わりとしているため、
	作業に不都合が生じております。申請農地は同社に隣接
	しており、このほど譲渡人の同意を得られたことで、
	駐車場敷として申請するものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	441号では、駐車場を設けるものです。
	譲受人は東京都に本社を置き、主に
	を行っている法人です。
	現在新たな工場を建設しており、令和6年7月からの操業を
	予定しております。新工場の従業員駐車場が必要となり、今回
	駐車場敷として申請するものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	442号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は県外の実家で両親とともに生活しております。
	両親も高齢のため、これからのことを考え実家の建て替えを
	検討しましたが、親の同意が得られず断念しました。
	申請農地は、譲受人の仕事への利便と実家に通える範囲であり
	また大型商業施設など、住環境が整った場所であることから
	自己用住宅敷として申請するものです。
	農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが
	申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に
	規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、
	の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、□
	許可相当になるものと思われま。
	443号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、市外のアパートで生活しております。将来を思い、
	妻の実家のそばで家を持ちたいと考えました。市街化区域で
	探しましたが、条件に合わず、父所有の農地について、住宅建築の
	了解を得られました。申請農地は、妻の実家に隣接した場所に位置し、
	小学校や大型商業施設など、住環境が整った場所であることから
	今回、自己用住宅敷として申請するものです。
	農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。

	<p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと□思われます。</p> <p>444号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は、市内に事務所を置き、昭和47年から不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、車による交通の便が良く、周辺は宅地化が進むなど、今後需要が見込めることから、今回、住宅3棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>445号では、住宅の建築を計画しております。</p> <p>譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和54年から主を 行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には学校や市役所があるなど、とても住環境が良く、需要が見込めることから、今回、住宅17棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号440号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は申請地に隣接する土地で も 併設しております。申請地は露天駐車場として転用いたしますが 駐車車両は当社に資材搬入搬出業者の車両となります。なお当社保有の 運送車両はありません。現在それらの車両が本社敷地で待機する形と なっており駐車スペースが不足しており不都合が生じています。</p> <p>申請地は敷地確保の上では最適な位置にあります。待機車両は特定 運送会社の車両の他に委託を受けた車両も多い訳であり、当社が全て 管理できないケースもあります。従って敷地内のトラブル回避のため 待機専用の駐車場を確保したく申請に及んだ次第です。</p> <p>ご審査よろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>

2番	受付番号441号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、
	添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	羽生工場では敷地内に新たに工場を増築する計画の下、本年4月より
	工場の増築工事が進んでおります。現在羽生工場は265名、その内
	車通勤者は231名になります。従業員の駐車場として150台の
	確保が必要になり、第一従業員駐車場を増築する新工場の工事着手に
	併せて整備しました。この新工場は令和6年7月竣工・操業予定で
	あり新工場の従業員も150名程の増員が予定されております。
	新従業員も4月より勤務し、新工場内業務に従事いたします。
	その為、申請地の駐車場の工事期間を考慮しますと速やかに進める
	必要があります。今回、羽生工場の近くにおいて駐車場用地として
	協力いただける運びとなりましたので申請いたしますものです。
	なお、一時借上げの駐車場は申請地の駐車場が完成した場合には、
	返却する予定です。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
9番	受付番号442号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、
	添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在の住居が老朽化し、建て替えを検討しましたが、両親の同意が
	得られず断念致しました。私は建築できる土地も建物の所有もない
	ため、仕事への利便と実家に通える範囲として市街化区域で探して
	参りましたが見つかりませんでした。そんな中申請地を紹介され
	購入を決意いたしました。諸事情を考慮頂き、許可くださいます
	よう、ご審議の程よろしくお願いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
8番	受付番号443号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、
	添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	将来を考え専用住宅を建築するため、妻の実家近辺の市街化区域で

	<p>駐車場3台分が確保できる土地を探しましたが見つからず、実家の隣接農地が耕作していないので、そこに建設する同意を得られ申請する次第です。なお、申請地は学校も近くにあり生活するうえで便利な場所ですのでご許可くださいますようお願い致します。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号444号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。申請地は前所有者より、住宅に囲まれ日当たりが悪く、水の確保も難しく、除草作業には費用が掛かるため、何とかしてほしいと依頼されていました。その意思を現所有者にも受け継がれ本申請に至りました。申請地は道路要件の5.2mの幅員が取れず、確保するために様々な整備が必要となるため、面積的にも一棟300㎡丁度という結果ではありますが、3棟分譲が実施されれば採算の取れる開発事業となりますので、近隣を含め注意して進めて参りますのでご許可の方よろしくようお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号445号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。前回開発した土地の隣地であり、かねてから前回の開発を含めた道路の拡張や上水道の敷設計画等を市と協議の上行っております。前回開発した区域も需要が高く、おおむね着工済となっておりますのでこの地域の道路拡張計画を進め、地域住民の利便性が向上することにより、地域貢献に繋がると考え選定しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p>
農業委員	<p>441号について、この広さの駐車場が必要な理由を知りたい。</p>
事務局	<p>8台を駐車するための広さを確保するため、土地利用図にある通り</p> <p>妥当性はあると思います。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>

	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。□
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
	でございますが、こちらは、譲受人が耕作できなくなったため、□許可の取り下げを受けたものです。
	報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出を行うものです。
	長屋住宅敷1件、工場敷1件ございました。
	報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷7件、工場敷の拡張1件ございました。
	報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知について
	でございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。10件ございました。□
	報告事項5 農地法の規定による許可一覧について
	でございますが、これは県許可のありました、10月分
	でございます。4条が1件、5条が7件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 12月の農業委員会定例会について
	② 農地相談会について
	③ 視察研修について
	④ 2024年 手帳について
課長	(1) 県補助金について
	(2) 市議会質疑について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p>	

令和5年 12月 21日

会 長

署名委員

署名委員
